

峡東地域世界農業遺産パンフレット企画・制作業務委託仕様書

1. 業務名

峡東地域世界農業遺産パンフレット企画・制作業務

2. 目的

山梨市・笛吹市・甲州市の3市で構成する峡東地域は、果樹王国と言われる山梨県において、特にブドウやモモを中心とした果樹栽培が盛んな地域である。社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農業と、密接に関わり育まれた文化・景観が認められ、令和4年7月に「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産に認定された。

本業務はその価値や魅力を、初めて知る方にも親しみやすく、分かりやすく伝えるパンフレットを企画・制作することにより、峡東地域世界農業遺産への理解と関心を深めるとともに将来にわたる保全・継承に資することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容等

本業務は、パンフレットの企画、構成、デザイン、原稿編集、校正、印刷、納品までを一体的に実施するものとする。

(1) 企画、コンセプト立案及び構成の企画

- ・他の情報発信ツールとの連動性や、活用方法も考慮して作成すること。

(2) デザイン、レイアウト、文案作成、編集

- ・必要に応じ、取材・撮影を行う。
- ・写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受託者において入手することを基本とする。ただし時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は、委託者所有の写真や資料を使用することができる。

(3) パンフレットの印刷及び電子データの作成

(4) その他、パンフレットの制作に必要な事項

(5) (1) から (4) に掲げるもののほか、本業務に関する提案

受託者は、単なる情報提供にとどまらず、峡東地域世界農業遺産を初めて知る方にも「もっと知りたい」と感じてもらえるパンフレットとなるよう、構成、デザイン、写真、イラスト、図表及びコピーライティング等を工夫すること。

5. パンフレットの内容

- (1) 峡東地域世界農業遺産の価値や魅力について、子どもから高齢者まで幅広い世代が興味・関心を持つことができ、直感的に理解できるものとする。
- (2) 観光・教育・地域学習・イベント配布など多様な場面での活用が可能なものであること。
- (3) 峡東地域の農業・文化・景観の価値について、専門的な知識を有しない方にも理解しやすいものとする。
- (4) 情報発信ツールとしても活用できるもので、思わず手に取ってみたいくなり、峡東地域世界農業遺産への興味・関心を高める内容とする。
- (5) 多くの人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮すること。
- (6) 初めて峡東地域世界農業遺産を知る方にも親しみやすく、最後まで読み進めたいくなる内容であること。

6. パンフレット仕様

パンフレットのサイズ、ページ数、製本方法、紙質等については、本業務の目的を達成するために最も効果的な仕様を提案すること。

印刷部数は 5,000 部程度を想定し、委託上限額の範囲内で最適な仕様を提案すること。

7. 企画提案事項

提案書には次の事項を含めること。

- ①コンセプト
- ②ターゲット
- ③仕様及びその理由
- ④世界農業遺産を伝える工夫
- ⑤デザインイメージ
 - ・提案するパンフレット仕様に応じて、パンフレット全体のコンセプト、構成及びデザインの考え方が分かる紙面イメージを提出すること。文章や写真はダミーでも可とする。
- ⑥スケジュール

8. 留意事項

(1) 特記事項

- ①パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- ②本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。

- ③成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転するものとする。
- ④成果品は委託者が自由に二次使用（印刷物の作成、ホームページの掲載等）できるものとする。
- ⑤この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) 成果品

- ①パンフレット（印刷物） 一式（部数は協議により決定）
- ②印刷用 PDF データ 一式
- ③ホームページ掲載用 PDF データ 一式
- ④Instagram 投稿用画像データ 一式
- ⑤編集可能なデータ 一式
（アウトライン化済みの A I データ等）
- ⑥本業務で使用した写真、イラスト、画像データ 一式
- ⑦その他、本業務において作成した成果物

本業務において制作したデザインデータ、図版、イラスト、写真等については、委託者が今後実施する広報活動等に活用できるよう、編集可能な形式で納品すること。

(3) 納品場所

峡東地域世界農業遺産推進協議会事務局（笛吹市役所産業観光農林振興課）
笛吹市石和町市部 777

(4) 校正・確認

校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

(5) その他

- ①受託者は業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- ②受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- ③本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。

(6) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、または主要な部分を第三者に再委託してはならない。

(7) 納品の方法

成果品は指定した単位の束にして包装し、中身がわかるように標記すること。

(8) 業務の計画

契約締結後、速やかに詳細な業務実施計画書（工程表）を提出すること。

(9) 環境への配慮

本業務の実施にあたっては、環境に配慮した資材を使用するよう努めること（例として、

別紙 1

植物油インキの使用、FSC 認証紙の使用、グリーン購入法適合の使用など)。